

**中国専利局、財政部、中国人民銀行、国家税務
局の職務発明創造専利の発明人、
設計人の報酬抽出方法の規定**

1989年12月10日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中国專利局、財政部、中国人民銀行、国家稅務局の職務發明創造專利の 發明人、設計人の報酬抽出方法の規定

(1989年12月10日発表)

「中華人民共和國專利法」、「中華人民共和國專利法實施細則」の関連規定に基づき、職務發明專利（特許、意匠、实用新型）の發明人、設計人の奨励報酬を真摯に実現しなければならない。具体的には次のように規定する。

一、專利權の授与後、專利權の所有組織は發明人または設計人に対して法律により奨励を与える。

二、專利權の授与後、專利權の所有組織が發明人または設計人に対する奨励金額は、一つの發明專利的奨励は最少で200元を下回ってはならず、一つの実用新型專利または外觀設計專利は最少で50元を下回ってはならない。

發明人または設計人の建議でその所在組織に採用され完成させた發明創造は、專利權を授与した後に專利權の所有機關は優遇して奨金を与えなければならない。

上述の奨金は、企業組織はコストに計上することができ、事業機關は事業経費の中で支出に計上することができる。

三、專利權の所有組織は專利權の有効期間内に、發明專利または实用新型專利を実施した後に、毎年当該專利の実施後の所得稅課稅後の利益から0.5—2%を抽出し、外觀設計專利実施の後には毎年、当該外觀設計專利実施後の所得稅課稅後の利益から0.05%—0.2%を抽出して、發明人または設計人への報酬とするか、上述の比率を参照して發明人または設計人に一回限りの報酬を与える。

專利權の所有組織がその他の組織または個人にその專利の実施を許可する場合、徴収した使用費から納稅後に5%—10%を抽出し報酬として發明人または設計人に与えなければならない。

上述の報酬は組織の奨金総額には計上せず、奨金稅を徴収しないが、發明人または設計人の個人所得は法により納稅しなければならない。

四、本規定は組織の従業員とその他の臨時職員が完了した職務發明創造權利に適用する。

五、奨励報酬の現金の抽出は、国家の現金管理の関連規定に基づき行う。

六、本規定の関連事項について、職務發明創造專利的發明人または設計人が同組織と争議が発生した場合、所在地の專利管理機關が調停、裁定を担当、または主管部門の專利管理機關が調停、裁定を担当する。

七、本規定は全民所有制組織、集体所有制組織に適用、その他の組織は参照して執行することができる。

八、本規定の執行過程で生じた問題は、中国專利局が解釈を担当する。

九、本規定は発表日から執行する。